

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

別添に示す接続形態を別表2に追加する。

附 則（平成30年6月19日東相制第18-00026号）

この改正規定は、平成30年6月19日から実施します。

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
167-6	当社	中継事業者及び当社等	端末系事業者
310-17	特定端末系事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
443-16	PHS事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
479-20	端末系事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
509-15	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
509-16	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者

番号	第2表(参考)	第3表	第4表	備考欄
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)及び当社	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合があります。
D1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)及び特定端末系事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合があります。
D1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	PHS事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	
D1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)及び端末系事業者(発信事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合があります。
D1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	
D1	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)及び携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合があります。